

1. ① 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業の新設等

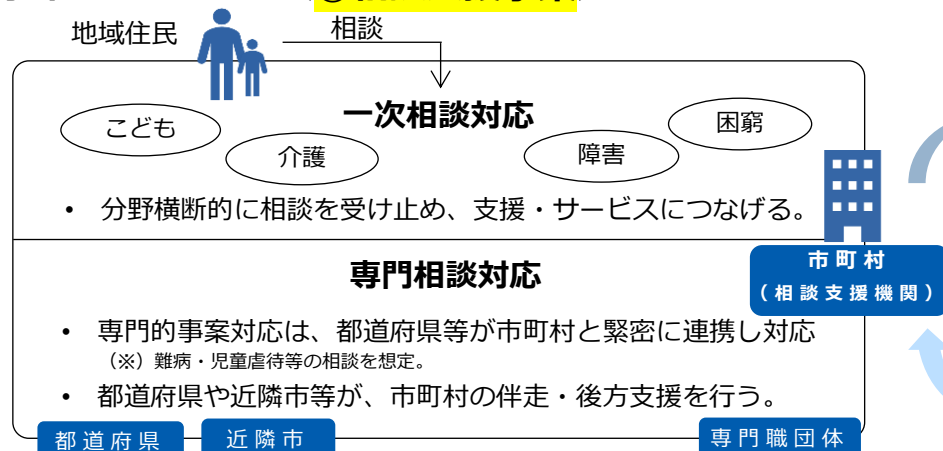
現状・課題

- **人口減少・高齢化等が進行する**小規模市町村においては、**人材確保が課題**であり、**福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難**となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。
 - ※ 包括的な支援体制整備を促進するための手段として創設された重層的支援体制整備事業の実施率も、小規模自治体においては低い状況。
 - ※ 重層的支援体制整備事業実施率（市町村人口規模別）：1万人未満→9.2%、1～3万人→17.9%・・・30～40万人→76.7%、40～50万人→94.7%（R7年度）
 - ※ 重層的支援体制整備事業は、①既存制度（介護・障害・こども・生活困窮）の相談支援・地域づくり事業をそれぞれの配置基準を満たした上で、一体的に実施することに加え、②既存制度のみでは直ちに対応が難しいケースへの対応力向上を図る3つの追加事業（多機関協働事業等）を実施するもの（R2法改正で創設）。

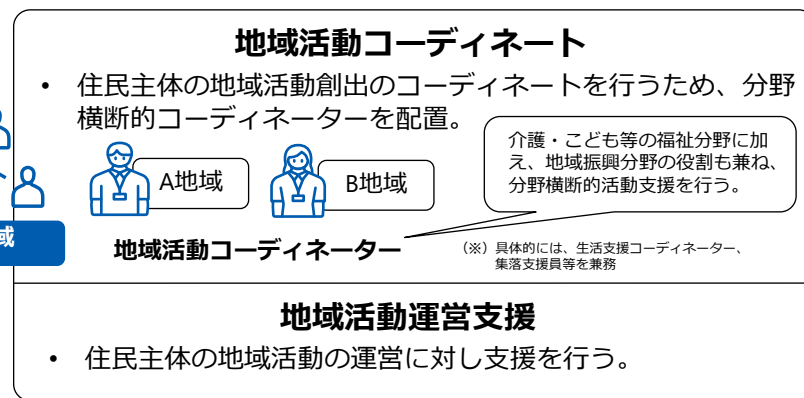
見直し内容

- 小規模市町村（※）における**包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）**を新設する。
 - ※ 対象市町村は、人口規模、人口減少の進行等の指標の他、人口密度や交通の不便さなど総合的に勘案し都道府県を通じて国が確認し決定
- 【事業内容】
 - ①相談支援事業、②地域づくり事業
 - ・介護、障害、こども、生活困窮分野の相談支援・地域づくり事業等について、機能別に構造化し、**分野横断的に実施**。
 - ・**配置基準は分野横断的な一つの基準を定める**（省令において規定）。
 - ③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業
 - ・地域と福祉支援体制の協働を推進する取組支援を行う事業を実施（具体的な内容は今後モデル事業において検証）
- ※ 小規模市町村では人材不足も深刻で実施が難いため、本事業は、重層的支援体制整備事業よりも簡素な仕組みとしている。
- ※ 市町村への補助については、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする（重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考）。

＜事業イメージ＞ ＜①相談支援事業＞



＜②地域づくり事業＞

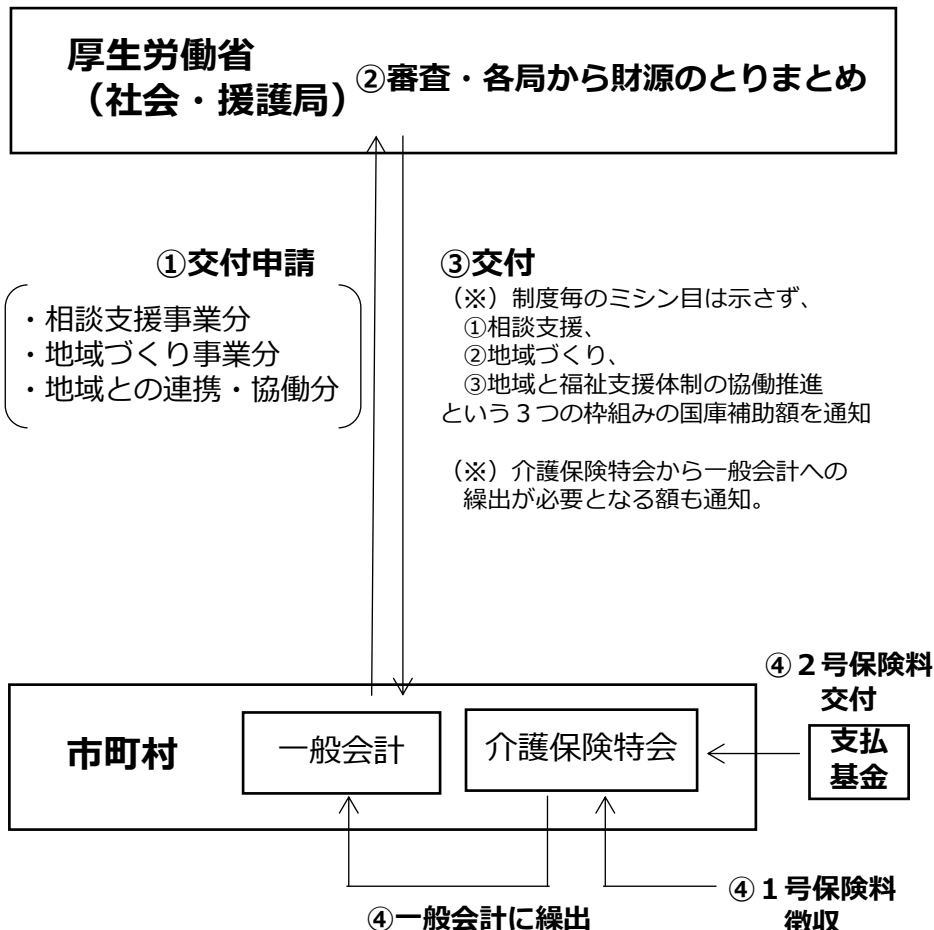


- ※ あわせて、小規模市町村（福祉事務所未設置町村）の包括的な支援体制整備の促進のため、生活困窮の一次相談事業の実施を努力義務化するほか、小規模市町村に限らず全市町村の包括的な支援体制の整備を推進するため、
 - ・地域住民等の支援内容の検討等を行う会議体（支援会議）を全ての市町村で設置可能とする
 - ・重層的支援体制整備事業実施計画の記載事項に事業の目標・評価に関する事項の追加するとともに、定期的な計画見直し規定を整備する 等の措置を講じる。

市町村への補助（交付金の仕組み）

- 市町村は、新基準額に基づき、社会・援護局に必要経費を交付申請。
- 社会・援護局は、各局（介護・こども）から必要な財源をとりまとめ。（※）障害分は地方交付税で措置。
- 社会・援護局は、各局からの拠出額に、地域と福祉支援体制の協働を推進する事業分を合計し、交付金として市町村に交付。

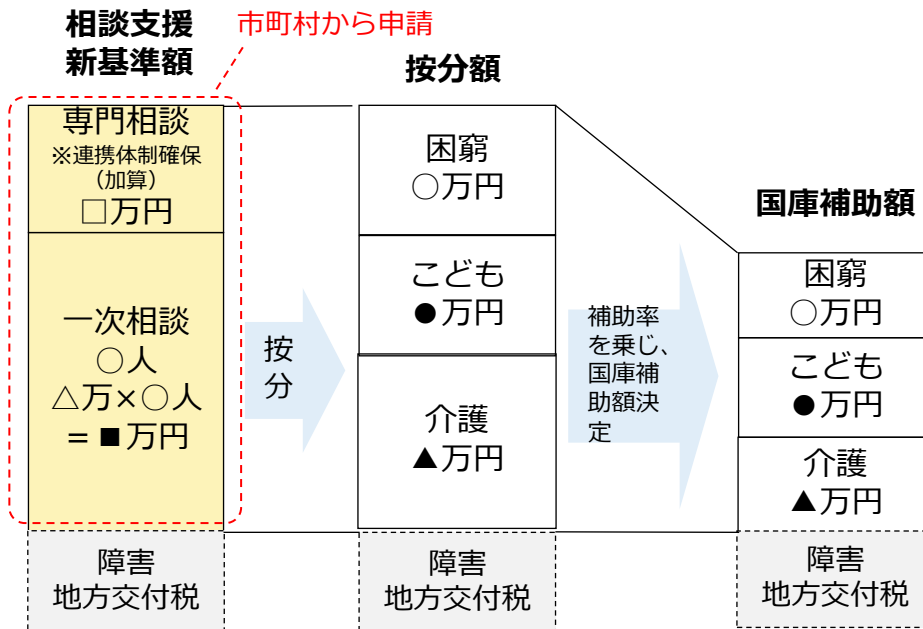
＜ 事務フロー ＞



＜ 相談支援・地域づくり事業の国庫補助の仕組み ＞

- 国において、人口規模別の**新基準額**を設定。
- この基準額の中で、**一次相談のための人件費等の費用**、**専門相談対応体制の構築に係る費用**を市町村から申請。
（※）地域づくりの場合は、**地域活動コーディネータの人件費等の費用**、**地域活動運営支援に係る費用**を市町村から申請
- 申請費用について、厚労省において、直近の3分野の事業費実績割合で按分し、各制度からの拠出額を決定。
- 各制度からの拠出額にそれぞれの国庫補助率を乗じ国庫補助額を決定。

＜国庫補助額算定のイメージ＞ ※相談支援事業の場合



※包括的支援事業（地域包括センター、生活支援体制整備事業等）には、一号保険料23%、介護予防・日常生活支援総合事業（通いの場等）には、一号保険料23%、二号保険料27%が充当されている。

（注）障害は本事業においては、基本相談のみを実施。当該部分は、地方交付税で措置済。

分野横断的配置基準・財政支援の内容

＜ 1. 相談支援事業の配置基準等 ＞

基本

【配置基準】：最低2名以上配置（資格等は問わないが、必要な研修を受講する）。

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討。

（2名以上配置できる基準額を人口規模に応じ設定し、専門職を配置する場合や専門相談対応体制構築には加算すること等を想定）

（※1）市町村が包括的支援事業（介護）を行うにあたり配置基準はないが、地域包括支援センターとして実施する場合についてはその配置基準の趣旨を踏まえて運用すること。

（※2）こども家庭センターを設置する自治体を実施する場合は、以下の通りの基準とする（いずれの場合も、通常のこども家庭センター配置基準よりも柔軟な取扱いとしている）

＜人口規模5,000人未満の自治体の場合＞

【配置基準】：最低基準2名のうち1名を保健師等（注1）とし、両名は他分野含め包括的対応を行うこととする（兼務可）（注2）

（注1）保健師等：保健師、助産師、看護師、ソーシャルワーカー（社会福祉士等）。母子保健と児童福祉の業務・事業は保健師等が中心となって一体的に運営する。

（注2）児童虐待リスクのある家庭への相談対応や支援、機関連携は優先的に実施する。

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（人口規模に応じて2名以上配置できる基準額を設定し、保健師等の専門職配置には加算すること等を想定）

＜人口規模5,000人以上の自治体の場合＞

【配置基準】：最低基準3名とし、1名資格不問、1名保健師等（注1）、1名児童福祉業務を中心に行う者（注2）とする。

資格不問1名と保健師等1名は他分野含め包括的対応を行うこととする（兼務可）

（注1）保健師等は必ず母子保健業務も担う。

（注2）児童福祉業務を担う者は、「子ども家庭支援員」の要件（※）を満たす必要があり、保健師等と連携したこ家セン業務への専任が望ましい。

（※）こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師、保健師、保育士等、又は内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けた者（利用者支援事業実施要綱参照）

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（人口規模に応じて2名以上配置できる基準額を設定し、保健師等や児童福祉業務を担う者の配置には加算すること等を想定。なお、現在、4名以上配置されている場合は、こども家庭センター専任者を安易に兼務に切り替えないこととし、4人目以降に対して加算すること等を想定）。

＜ 2. 地域づくり事業の配置基準等 ＞

基本

【配置基準】：地域活動コーディネーターとして、最低1名以上配置。

地域活動コーディネーターは、生活支援コーディネーター、集落支援員等を兼ねる。

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討。

（地域活動コーディネーターの配置のため、1名以上配置できる基準額を人口規模に応じ設定。

あわせて、住民ニーズや住民発意に基づく地域活動運営等のための支援（※）を行うことを想定。）

（※）住民ニーズや住民との合意を図り実践する内容であれば用途等制限のない支援とすることを想定。ただし、住民等を交えた検証・見直しは実施。

（※）地域活動支援センター（障害者等の活動・交流の場）・地域子育て支援拠点の拠点整備を継続する場合等は、これらを一体的に実施することとし、以下のとおりの基準とする。

【配置基準】：最低1名以上配置（兼務可）。地域子育て支援拠点事業の実施は、原則として週3日以上、かつ1日3時間以上開設。

設備基準は、利用者が必要とする設備（利用者特性に応じた便所、授乳コーナー、ベビーベッド等）を備える。

障害者等の活動・交流の場を運営する際は、緊急時対応が可能な環境を整備する（常駐職員がいる施設に隣接する等）

【財政支援】：今後、予算編成過程において検討（地域づくり事業に係る予算の範囲内で補助（地域活動コーディネーターに係る経費等を除いた額））。

各制度の配置基準等①（相談支援事業）

分野	機関／事業名		実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準	（小規模自治体等における）基準の柔軟化
介護	地域包括支援センター ※市町村は、介護保険法第115条の45第2項において、総合相談支援を含む包括的支援事業を実施するものとされており、同法第115条の46第2項において、当該事業を実施する施設として地域包括支援センターを設置することができると規定。		1,741市町村／5,451カ所（令和6年4月時点）	○担当区域における第一号被保険者が概ね3,000人以上6,000人未満ごとに次のとおり。【省令で規定】 ・保健師（又は準ずる者） 1人 ・社会福祉士（〃） 1人 ・主任介護支援専門員（〃） 1人 （地域包括支援センター運営協議会がセンターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数圏域の高齢者数を合算して3職種を配置することも可能） ○常勤専従要件あり（ただし、地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは、常勤換算方法によることができる）	○第一号被保険者の数に応じて次のとおり。【省令で規定】 【概ね2000人以上3000人未満】 ・常勤専従の保健師等を1人、及び ・常勤専従の福祉士等・主任介護支援専門員等のいずれか1人。 【概ね1000人以上2000人未満】 ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち2人（うち1人は常勤専従） 【概ね1000人未満】 ・保健師等・社会福祉士等・主任介護支援専門員等のうち1人又は2人 ○兼務可（小規模市町村で、適切な事務遂行を確保できる場合）
障害	障害者相談支援事業 ※障害者総合支援法第77条第1項第3号において、地域生活支援事業の一つとして行うものとする規定。		1,741市町村（複数市町村による共同実施可）／－	○特段定めなし（指定特定相談支援事業所等へ委託する場合は、常勤の相談支援専門員が配置されている必要あり）。 ○常勤専従要件なし。	－
子ども	利用者支援事業 ※子ども・子育て支援法第59条第1号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	基本型	592市町村／1,444カ所	○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を受講し実務経験がある又はこども家庭ソーシャルワーカーに該当する者を要件。	－
		特定型	258市町村／391カ所	○1事業所1名以上配置。専任。 ○研修を修了していることが望ましい。	－
		こども家庭センター型 ※児童福祉法第10条の2において設置を努力義務としている	1,409市町村／2,117カ所 ※令和8年度までは右記人員配置基準の一部を満たす自治体も実施自治体に含む	○センター長を1カ所1名配置。 ○母子保健・児童福祉双方業務の両機能の十分な知識を有し、俯瞰した立場で実務マネジメントを行う統括支援員を1名配置 ○母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師、看護師またはソーシャルワーカー（社会福祉士等）を1名以上配置。専任が望ましい。 ○児童福祉機能の運営職員として、自治体規模に応じ、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置。	○小規模自治体等、実情に応じてセンター長は統括支援員を兼務可。 ○児童福祉機能運営職員は、小規模A型（人口5万人未満に限る。）では、母子機能と児童福祉機能を兼務する常勤職員がいる場合に限り、勤務形態を問わず、常時1名体制でも可。
生活困窮	生活困窮者自立相談支援事業 ※生活困窮者自立支援法第5条第1項において、事業を行うものとする規定。（*）		906自治体（都道府県・市・福祉事務所設置町村計）／1372機関	○主任相談支援員、相談支援員、就労支援員の配置が基本。 ○主任相談支援員等は原則研修終了者。 ○常勤専従要件なし。	都道府県等の人口規模、人員等の状況により、相談支援員が就労支援員を兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可。

（*）福祉事務所未設置町村は、一次相談支援事業を実施。実施町村数は103町村。人員配置基準等は定めなし。

各制度の配置基準等②（地域づくり事業）

分野	機関／事業名	実施自治体数／設置箇所数	人員配置基準
介護	生活支援体制整備事業 ※介護保険法第115条の45第2項において、地域支援事業の一つとして、事業を行うものとする規定されている。	1,741市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援コーディネーターを第1層（市町村区域）及び第2層（日常生活圏域）ごとに配置。（配置人数は任意。） ・第1層と第2層を兼務することや複数の第2層を担当することも可。 ・資格要件はなし（コーディネート機能を適切に担うことができる者） ・常勤専従要件なし。他の制度に位置づけられる職種と兼務可。
	地域介護予防活動支援事業 ※介護保険法第115条の45第1項において、介護予防・日常生活支援総合事業の一つとして、事業を行うものとする規定されている。	1,741市町村	—
障害	地域活動支援センター事業 【基礎的事業】 ※障害者総合支援法第77条において、市町村は地域生活支援事業として行うものとする規定。	1,499市町村 ※自立支援振興室調べ (令和5年度末時点)	【省令で規定】 <ul style="list-style-type: none"> ・施設長1人、指導員2人以上配置。 ・施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、同センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができる。
子ども	地域子育て支援拠点事業（一般型） ※子ども・子育て支援法第59条第9号において、市町村子ども・子育て支援事業計画に沿って、行う事業として規定。	1,456市町村／6,636力所	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての知識・経験を有する等の者を2名以上配置 ・専任
	地域子育て支援拠点事業（連携型）	203市町村／1,062力所	<ul style="list-style-type: none"> ・相当の知識・経験を有する者を1名以上を配置 ・専任
生活困窮	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	550自治体 ※令和6年度末時点	—

【参考】一次相談対応の内容・イメージ（詳細版）

【1. 体制整備方法】

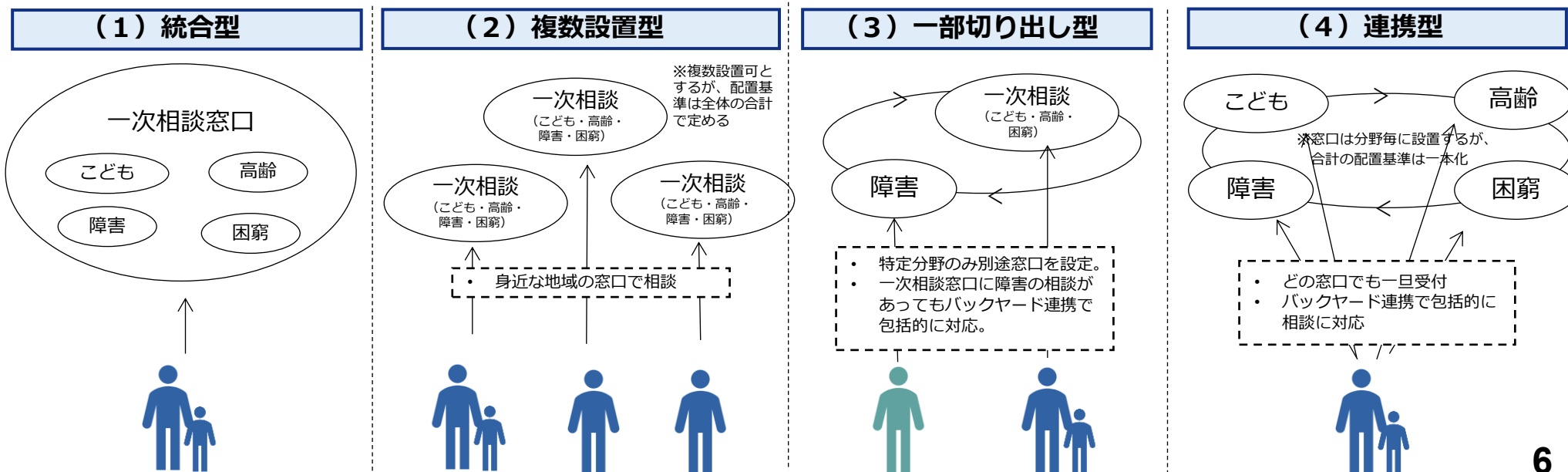
- 例えば、以下の整備パターンが考えられるが、どの窓口にも相談しても包括的な対応が可能となっていれば、地域の実情に応じた体制整備を可能とする（どのパターンを選択しても可／これ以外でも可）。

【2. 実施内容】

- 4分野の相談支援事業（包括的支援事業（地域包括）、障害者相談支援事業、利用者支援事業、自立相談支援事業）の機能を含む包括的な相談支援対応を実施する。
（注）ただし、本事業において、基幹相談支援センター（障害）の実施は要件としない。他方、生活困窮の自立相談支援事業に関しては、包括的対応の軸となるため、福祉事務所未設置自治体は一次相談事業（相談受付・つなぎ）の実施を要件とすることを想定。
- 具体的な実施内容は、属性・分野問わず相談の受け止め・情報提供、アセスメント、関係機関との連絡調整、支援・サービスへのつなぎを基本とする。（サービスにつながらない場合の地域と連携した見守り等を含む。プラン作成は必要な場合。）

【3. 財政支援等】

- 今後、予算編成過程において検討（2名以上配置できる補助基準額を人口規模に応じて段階的に設定すること等を想定）
- 一次相談対応に必要な研修等は国で整理。必要な方は随時受講できるようにする。



【参考】専門相談対応の内容・イメージ（詳細版）

【1. 体制整備方法】

- （１）専門的個別事案の連携体制、（２）都道府県等による後方支援体制について、市町村のニーズや実情に応じた体制整備を可能とする（市町村の必須実施内容としないが、体制整備を推奨するための財政支援等を検討）。
- 市町村の求めに対して、都道府県が支援を行うこと等については、法律上の義務として規定予定。

【2. 実施内容】

市町村

- ①市町村単独で対応が難しい個別事案等の検討。必要な場合、都道府県等に連携体制確保を協議。
- ②個別事案の他、都道府県・近隣市等に協力いただきたい後方支援内容の検討。必要な場合、都道府県等に協議。

都道府県等

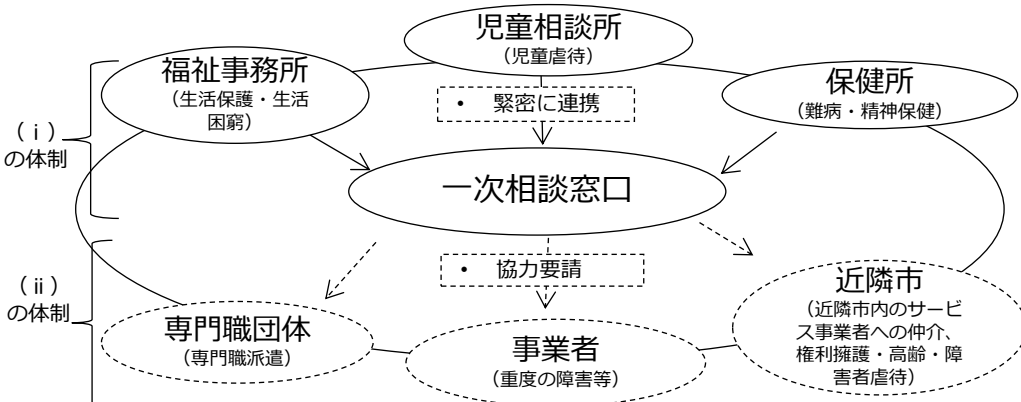
- ①都道府県等が実施主体の事案（難病・児童虐待等）については、都道府県等が主導し市町村と連携して対応。
 - ②都道府県等は市町村からの個別事案・後方支援内容の協議等に対応し、支援する（都道府県等からの提案も可）。
- （注）①②については、都道府県の義務として法律上も規定予定。

【3. 財政支援等】

- 今後、予算編成過程において、以下についての補助を検討
 - ①市町村が支援を求める際に必要となる費用（例えば、近隣市・専門職団体等への委託費）
 - ②都道府県による後方支援に係る費用（例えば、人件費等）

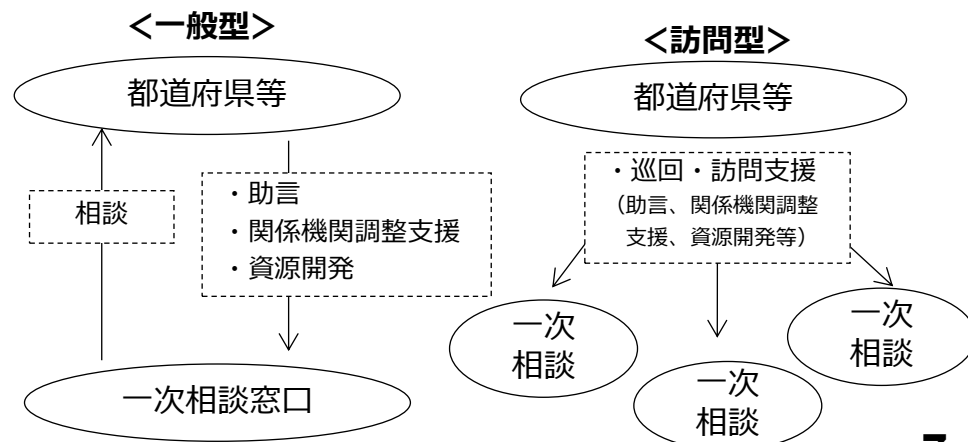
（１）専門的個別事案の連携体制

- （i）実施主体の事案について都道府県等が市町村と連携し対応。
 - （ii）これまで市町村等に対応している権利擁護支援、高齢者虐待、重度障害関係等、市町村のニーズに応じて、近隣市・専門職団体等が協力を行う。
- （注）ただし、下図の全ての体制を構築する必要はなく必要な体制を取捨選択



（２）後方支援体制（スーパーバイズ）

地域の実情に応じて、都道府県等が、助言・関係機関調整支援・資源開発等の支援を行う。



【参考】地域づくり事業の内容・イメージ（詳細版）

【1. 体制整備方法】

- 地域活動コーディネーターの具体的な配置方法等は、市町村において柔軟に決定可能とする（配置する圏域単位や体制について特段の基準を設定しない／配置人数も1名以上の基準のみとする等）。配置した地域活動コーディネーターを中心に地域活動の運営支援を行う。

【2. 実施内容】

①地域活動コーディネーターの配置

- 生活支援コーディネーターや生活困窮相談員等の福祉分野に加え、集落支援員等、地域振興分野の役割も兼ねることとし、住民発意に基づき分野・属性を問わない地域活動コーディネートが可能とする。

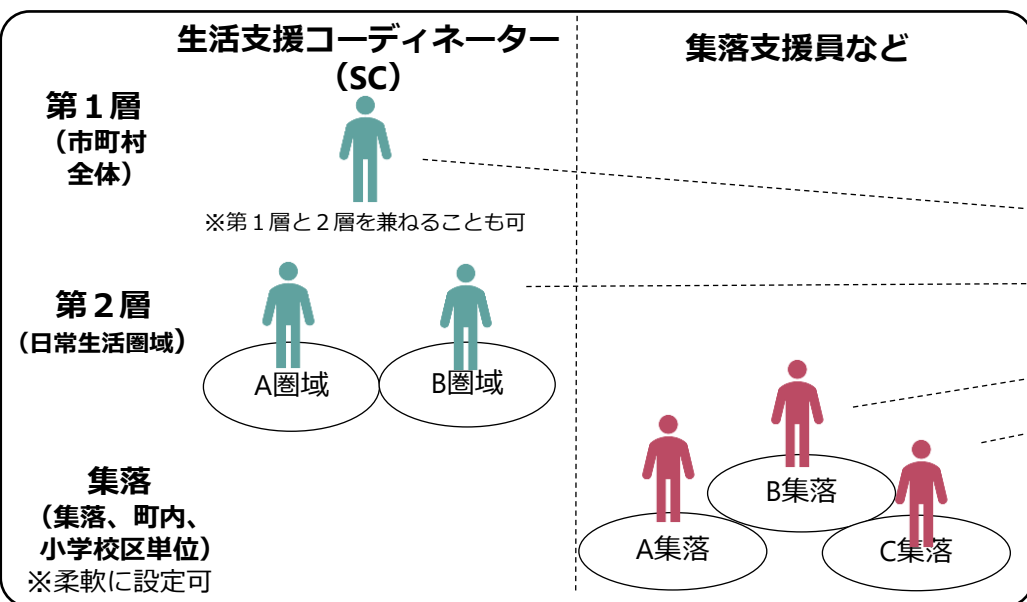
②地域活動の運営支援

- 住民発意を尊重しつつ、住民と協議・合意した活動に対して支援を行う。

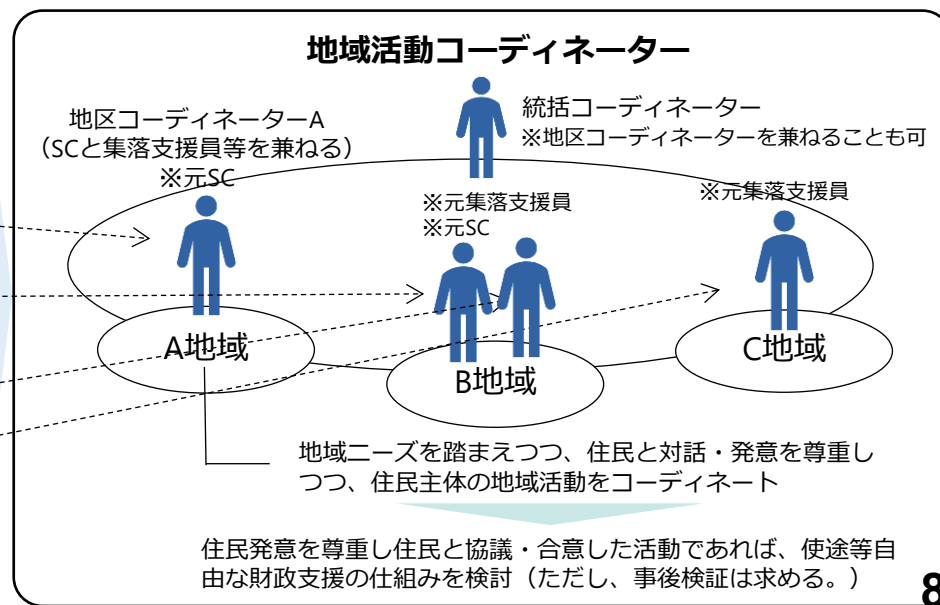
【3. 財政支援等】

今後、予算編成過程において、地域活動コーディネーターの配置に係る補助基準額を人口規模に応じて設定することを検討。
また、住民発意を尊重するが、その実施内容もまた住民等を交えて検証・見直しを行う必要があることに留意。

<現状>



<新配置の例>



地域と福祉支援体制の協働を推進する事業の内容・イメージ

- 包括的な支援体制の整備にあたっては、①住民主体の地域活動による地域での支え合い（地域づくり）、②行政・相談支援機関による包括的な相談支援が重要。さらに、地域と相談支援機関が協力して一体的に取り組む必要がある。
- このため、①と②をつなぐための取組が重要であり、地域と福祉支援体制の協働体制整備に対して支援を行う必要。
- 特に、今般の小規模市町村等における仕組みにおいては、相談支援機関の配置基準は、緩和・縮小となるが、包括的な支援体制の推進は図る必要があることから、既存の地域資源を活用した地域と福祉支援体制の協働強化が必要。

＜ 事業内容 ＞

- 昨年度調査研究事業を踏まえ、（１）地域から支援関係機関にアプローチする取組、（２）支援関係機関から地域にアプローチする取組、（３）地域と支援関係機関が、継続的かつ組織的に連携・協働する体制を市町村全体で整備する取組などが考えられるが、今年度のモデル事業等も踏まえつつ、令和９年度予算編成過程において詳細を検討。

＜ 具体的な実施内容イメージ ＞

分類	実施内容の例
（１）地域→支援関係機関	・ 住民・民間団体（郵便局・コープ等）の見守りから福祉支援体制につなぐ活動 ・ 住民交流の場から支援関係機関のつなぎ など
（２）支援関係機関→地域	・ 地域活動に福祉医療専門職が同行（移動販売に保健師が同行、高齢者サロンに理学療法士が訪問相談等） ・ 地域活動が行われている拠点（公民館等）で、相談支援機関が住民の生活の困り毎相談会などを実施 など
（３）継続的・組織的体制整備	・ 地域運営組織の中に福祉部会を設けるとともに、行政とも定期的な協議の場を設定する等により、地域と福祉行政の接点を集約化する

（注）それぞれの具体的な事例については、「住民主体の地域活動と福祉支援体制の協働に向けたガイドブック」第３部等も参照（厚生労働省令和７年度社会福祉推進事業）

＜ 包括的な支援体制のイメージ ＞ （社会福祉法第106条の３）



対象市町村の要件と確認方法

【1. 対象市町村の要件】

- ✓ 既存制度における配置基準を緩和し、相談支援や地域づくりの体制整備を柔軟化するものであることから、その必要性を事前に確認等を行う仕組みとする。このため、省令において、以下の（１）（２）を規定する予定。

（１）人口規模等の要件

- ・ 以下のいずれかに該当するものであって、これにより福祉サービスを提供する体制の確保に支障を生じ、又は生ずるおそれがあるものとして厚生労働大臣が認めた市町村

①人口規模概ね１万人未満

②10年後に人口規模概ね１万人未満となる推計が示されている

③人口密度の状況その他の状況に照らし特別の事情があること

（※）③を通知などにおいて、人口密度が低い、交通が不便、高齢化率が高い場合等の特別の事情を示す予定。

（２）事業実施に当たって市町村が実施する手続要件

- ・ 地域住民・支援関係機関からの意見聴取の実施
- ・ 事業の必要性や内容等について、都道府県・国との協議等を実施していることが確認できた場合に、事業を行うものとする。

【2. 具体的な確認スキーム】

- ・ 重層と同様に、前年度の夏～秋に希望調査・所要額調査を実施。その際、事業実施意向や所要額以外の必要書類（※）もあわせて提出いただく。

（※）基準該当確認に必要なデータ、地域住民・支援関係機関の意見内容、支援員の採用状況等

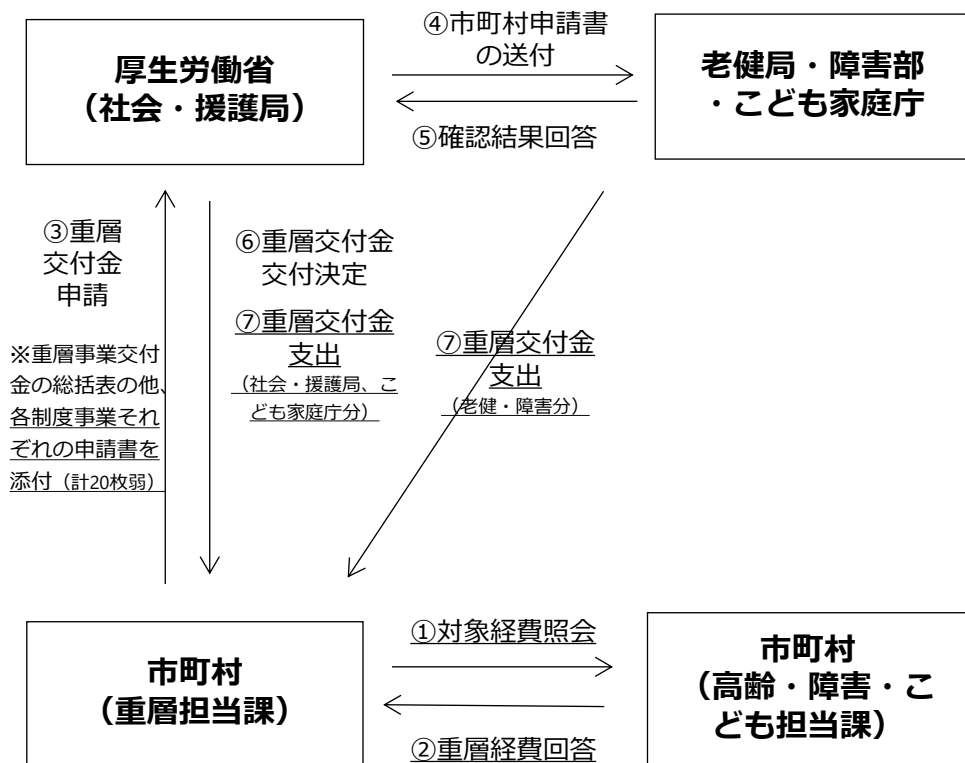
- ・ 都道府県が確認。複数申請があった場合は、優先順位を付けて、国に提出。
- ・ 国において、書類の確認等を行い決定。

事務フローの比較

＜重層的支援体制整備事業＞

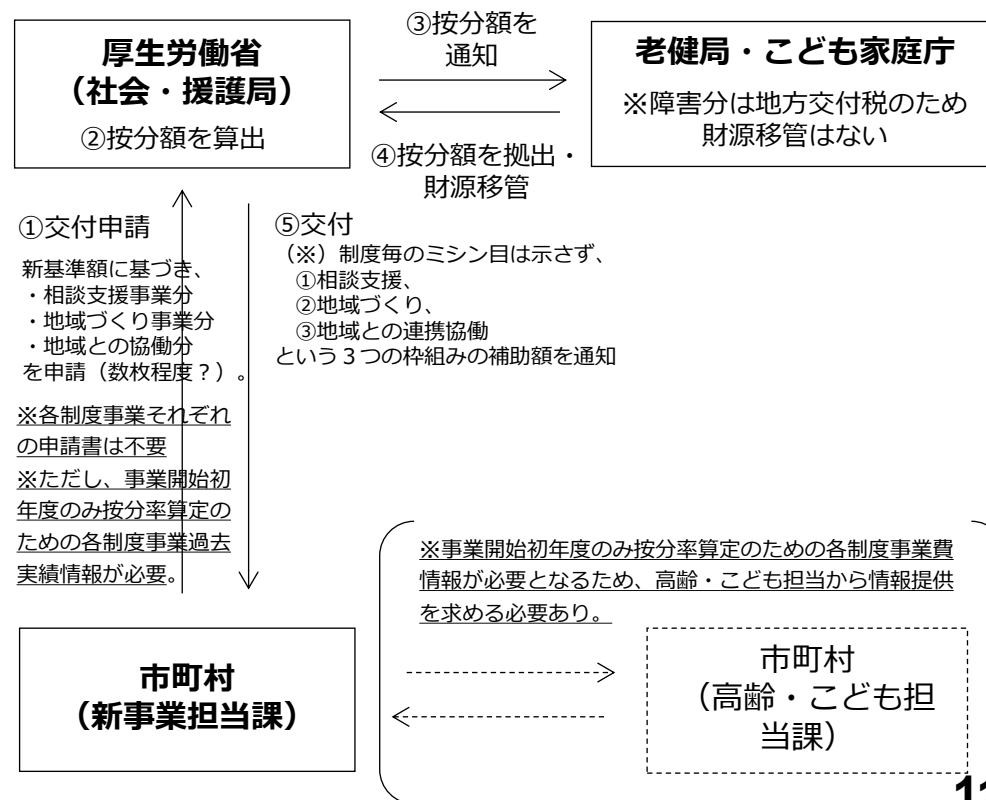
- 相談支援・地域づくりは、既存事業の財政支援水準を維持。これを明確化するため、各制度の項に重層交付金の目を設けている。
- このため、市町村においては各制度の対象経費を各担当課に確認した上で、合算し、添付書類として提出している。
- また、市町村においては、それぞれの制度において予算計上、交付金の受け入れをする必要がある。
- また、既存事業ごとの実績報告等を行う必要がある。

＜事務フロー＞ ※下線部分が相違点



＜小規模市町村地域協働事業＞

- 分野横断的な配置基準とし、分野横断的な基準額を設定することから、社会局の既存項に新たな目を設け、新基準額に基づき、市町村からは、①相談支援事業分、②地域づくり事業分、③地域との協働分として申請いただき、既存事業費の合算、添付などは不要とする。
- あわせて、市町村の予算計上、交付金の受け入れを一括化する。
- 実績報告等も、①②③の3つの事業のみとする。



重層的支援体制整備事業と小規模市町村地域協働事業の比較

＜＜ 重層的支援体制整備事業 ＞＞

経緯・事業趣旨	<ul style="list-style-type: none"> 有識者検討会とりまとめにおいて、既存事業の配置基準・資格要件や、補助金等の交付水準について、これまでの役割や取組を継続できるような水準を保つべきとされた。
対象市町村	<ul style="list-style-type: none"> 全市町村（任意の手上げ） ※ 585市町村で実施（令和8年度）
配置基準・実施内容	<ul style="list-style-type: none"> 既存事業毎の配置基準・実施内容に従い実施。
追加事業	<ul style="list-style-type: none"> 多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等継続的支援事業を実施。
財政支援	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援・地域づくりの補助金等は、<u>既存事業の水準を維持</u>。これを明確化するため、<u>各制度の項に、重層交付金の目を設け、どれぐらいの額を重層交付金として拠出しているか分かる仕組み</u>としている。
手続面	<ul style="list-style-type: none"> 毎年、市町村の担当部局が関係部局に事業対象経費を確認し、<u>関連書類をとりまとめた上で、厚生労働省に申請（計20枚程度）</u>。

＜＜ 小規模市町村地域協働事業 ＞＞

<ul style="list-style-type: none"> 福祉部会報告書において、小規模市町村の担い手不足や、重層事業の実施率が低い現状を踏まえ、<u>分野横断的な配置基準を設定することや、市町村への補助は、自治体における交付金使途の柔軟性の確保や事務負担の軽減等を図る方法を検討し、小規模市町村が使いやすい仕組みとする、とされた。</u>
<ul style="list-style-type: none"> 人口規模1万人程度未満を想定 ※ 人口密度等を踏まえ、提供体制に支障があると認める場合は、もう少し大きい人口規模の市町村も対象とする。 ※ 事業の必要性を事前に県・国と協議を行い、国が実施を認める仕組み。 ※ 重層事業との重複実施は認めない。
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援・地域づくり事業それぞれについて、<u>一つの配置基準に従う</u>（配置基準は緩和）。
<ul style="list-style-type: none"> 地域と福祉支援体制の協働の推進を図る事業を実施。
<ul style="list-style-type: none"> 相談支援・地域づくりは分野横断的配置基準に基づき、補助基準額も<u>分野横断的な基準を設定</u>。
<ul style="list-style-type: none"> ①相談支援事業、②地域づくり事業、③地域との協働推進事業の3つに集約することに伴い、<u>申請書や実績報告を数枚程度にする。</u> <u>予算計上や交付金予算の受け入れを一つにする。</u>

【3. 小規模市町村地域協働事業関係】

制度改正等の内容

（背景・課題）

- 人口減少・高齢化等が進行する小規模市町村においては、人材確保が課題であり、福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の実施にあたって、分野毎の配置基準等を満たしながら実施することが困難となってきた。相談対応の包括化と地域との協働を促進し、包括的な支援体制の整備を進めるための新たな仕組みが必要。【別冊P.55~56参照】

（制度改正の内容）（社福法第106条の6 関係）

- 小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進するための事業（小規模市町村地域支援連携協働体制整備事業）を新設。
- 具体的には、①相談支援事業、②地域づくり事業、③地域と福祉支援体制の協働を推進する事業を実施するものとし、①②については、分野横断的な一つの配置基準に基づき柔軟な実施を可能とする。【P.35参照】

対象市町村の要件：

- 主に、人口規模1万人程度未満の市町村を想定（例外あり）。既存制度の配置基準を緩和し、相談支援や地域づくりの体制整備を柔軟化するものであることから、その必要性を事前に国が確認等を行う仕組みとする。【別冊P.63参照】

財政支援の仕組み：

- 重層的支援体制整備事業交付金の仕組みを参考に、各制度の関係補助金を統合・申請手続も一本化し、一体的交付を行う仕組みとする。その際、小規模市町村の実情を考慮し、事務負担の軽減策も検討する。【別冊P.64~65参照】
- あわせて、今年度、モデル事業を実施して、具体的な課題等を検証することとしている。【別冊P.66~69参照】

今後の対応

- 配置基準や対象市町村の要件を定める省令について、本年秋季以降に公布予定（更なる詳細は実施要綱等で規定）。
- 令和9年度予算編成過程において、分野横断的に設定する基準額等の財政支援の具体的な内容について検討。
- 10月中旬頃に、令和9年度からの事業開始予定意向調査を行う予定（重層的支援体制整備事業と同時期）。

（注）この際、別冊P.63のとおり、担い手不足の深刻度等について、厚生労働省としても確認を行う予定。

- 年明け以降、政府予算案等を踏まえ、実施要綱や交付要綱等の策定・周知を行う。
- あわせて、一次相談対応に必要な研修内容、都道府県等との広域連携・後方支援の在り方、地域活動コーディネーター、地域と福祉支援体制の協働の詳細等について、モデル事業を通じて検証を行い、手引きを作成し周知。

（※）なお、来年度本事業を実施する市町村に向けた体制整備の伴走支援を行うことを検討中。